



平成 23 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 日 鐵 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 久 保 哲 大  
( コ ー ド 番 号 9 8 1 0 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 総 務 法 務 部 担 当 部 長 岩 崎 文 夫  
( T E L : 0 3 - 6 2 2 5 - 3 5 0 0 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第 34 回定時株主総会（平成 23 年 6 月 28 日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 提案の理由

#### (1)取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更することとし、現行定款第 22 条について所要の変更を行うものであります。

#### (2)剰余金の配当等の決定機関にかかる規定の新設

上記(1)の取締役の任期短縮にともない、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、剰余金の配当等の決定機関に関する規定を変更後定款第 40 条として新設するものであります。

また、本変更にとまない現行定款第 40 条について所要の変更を行うとともに、条文の新設にとまなう条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

( 下線部分は変更箇所であります。 )

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ~ 第 11 条 ( 略 )	第 1 条 ~ 第 11 条 ( 同左 )
第 12 条 ( 優先配当金 ) 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載の種類株式 B を有する株主 ( 以下「種類株主 B」という。 ) 及び種類株式 B の登録株式質権者 ( 以下「種類登録株式質権者 B」という。 ) に対し、普通株式を保有する株主 ( 以下「普通株主」という。 ) 及び普通株式の登録株式質権者 ( 以下「普通登録株式質権者」という。 ) に先立ち、剰余金の配当 ( 以下種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対する剰余金の配当を「優先配当」とい	第 12 条 ( 優先配当金 ) 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載の種類株式 B を有する株主 ( 以下「種類株主 B」という。 ) 及び種類株式 B の登録株式質権者 ( 以下「種類登録株式質権者 B」という。 ) に対し、普通株式を保有する株主 ( 以下「普通株主」という。 ) 及び普通株式の登録株式質権者 ( 以下「普通登録株式質権者」という。 ) に先立ち、剰余金の配当 ( 以下種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対する剰余金の配当を「優先配当」とい

う。)を行うものとする。

優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対し、種類株式 B 1 株につき、その 1 株当たりの発行価額に 3 月 31 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の全国銀行協会が発表する 6 ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率（以下「6 ヶ月物円 TIBOR」という。）に 1 パーセントを加えた利率を乗じた金額（以下「優先配当基準金額」という。）とその 1 株当たりの会社法第 461 条に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。

当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式 B 1 株当たりの優先配当の金額はその 1 株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。

当社は、第 40 条第 2 項により剰余金の配当を行うときは、種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式 B 1 株につき、その 1 株当たり発行価額の 2 分の 1 に、9 月 30 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 6 ヶ月物円 TIBOR に 1 パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。

第 12 条の 2～第 21 条（略）

第 22 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条～第 38 条（略）

## 第 6 章 計 算

第 39 条（略）

う。)を行うものとする。

優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対し、種類株式 B 1 株につき、その 1 株当たりの発行価額に 3 月 31 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の全国銀行協会が発表する 6 ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率（以下「6 ヶ月物円 TIBOR」という。）に 1 パーセントを加えた利率を乗じた金額（以下「優先配当基準金額」という。）とその 1 株当たりの会社法第 461 条に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。

当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式 B 1 株当たりの優先配当の金額はその 1 株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。

当社は、第 41 条第 2 項により剰余金の配当を行うときは、種類株主 B 及び種類登録株式質権者 B に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式 B 1 株につき、その 1 株当たり発行価額の 2 分の 1 に、9 月 30 日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の 6 ヶ月物円 TIBOR に 1 パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。

第 12 条の 2～第 21 条（同左）

第 22 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

（削る）

第 23 条～第 38 条（同左）

## 第 6 章 計 算 等

第 39 条（同左）

<p>(新設)</p> <p>第 40 条 ( 期末配当及び中間配当 )</p> <p>剰余金の配当は、3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うものとする。</p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の定めによる剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 41 条 ( 略 )</p>	<p>第 40 条 ( 剰余金の配当等の決定機関 )</p> <p>当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第 41 条 ( 剰余金の配当の基準日 )</p> <p>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、前二項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 42 条 ( 同左 )</p>
--	--

## <追加の再変更案>

### 1. 提案の理由

種類株式 B の取得とその消却とともなう発行可能株式総数の変更

第 34 回定時株主総会に付議いたします「自己株式 ( 種類株式 B ) 取得に関する議案」が承認され、その後の当社取締役会の決議に基づき、当社種類株式 B 40 万株の合意取得と消却が実施された場合は、定款第 6 条の規定に基づき、発行可能株式総数および種類株式 B の発行可能株式総数はそれぞれ 40 万株減少することになりますので、かかる株式の消却が実施されることを条件に、消却された日をもって、発行可能株式総数および種類株式 B の発行可能株式総数を変更するものであります。

なお、「自己株式 ( 種類株式 B ) 取得に関する議案」を第 34 回定時株主総会に付議することにつきましては、別途、本日公表しております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

( 下線部分は変更箇所であります。 )

上 記 変 更 案	再 変 更 案
<p>第 6 条 ( 株式の種類及び発行可能株式総数 )</p> <p>当社は、普通株式のほか、第 2 章の 2 に定める内容の株式 ( 以下「種類株式 B」という。 ) を</p>	<p>第 6 条 ( 株式の種類及び発行可能株式総数 )</p> <p>当社は、普通株式のほか、第 2 章の 2 に定める内容の株式 ( 以下「種類株式 B」という。 ) を</p>

発行することができる。

当社の発行可能株式総数は、2億3,280万株とし、このうち2億3,200万株は普通株式、80万株は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。

発行することができる。

当社の発行可能株式総数は、2億3,240万株とし、このうち2億3,200万株は普通株式、40万株は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月28日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成23年6月28日(火曜日)

ただし、追加の再変更(定款第6条の変更)については、第34回定時株主総会に付議いたします「自己株式(種類株式B)取得に関する議案」が承認され、その後の当社取締役会の決議に基づき、当社発行の種類株式B40万株が合意取得され、消却された日。

以上